

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（30）

2011年10月25日

松山地方裁判所 御中

求釈明

以下のことに対する釈明を求める。

被告は「準備書面（1）」において、以下のように述べています。

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を**参考資料**として用い〔以下略〕」（5ページ）

ここでは、明らかに、「会議において」、調査報告書等を「参考資料として用い」たとしています。

ところが、「準備書面（2）」では、以下のように述べています。

「 会議において必要な資料は、事前に各教育委員に配布している。
当日も、その資料は持ち寄り、**必要な場合には、その都度、利用、参考にできるような状態であった。**」（3ページ）

ここでは、「準備書面（1）」のように「用いた」とはせずに、「必要な場合には、利用、参考にできるような状態であった」としています。

つまり、「用いた」のではなく、「用いることができる状態であった」、としています。

そして、「準備書面（2）」においては、上記部分以外のところも含め、「用いた」とは、いっさい書いてはいません。

このように、被告は、「準備書面（2）」において、「準備書面（1）」と矛盾する、まさに正反対ともいふべき主張を行なっています。

しかもそれは、＜事実認定＞に関わる非常に重要なことであり、本件訴訟の重要な争点に関わる事柄です。

そこで、以下のことに、お答え願いたい。

- ① 「準備書面（１）」と「準備書面（２）」のうち、どちらを、被告の主張及び事実認定と見なせばよいのか
- ② 「準備書面（１）」と「準備書面（２）」で、被告の主張が、全く反対のものに変わったのは、どうしてか？
- ③ 「準備書面（１）」において、被告は「教育委員会の会議において（各資料を）参考資料として用いた」と主張したにもかかわらず、原告「準備書面（17）」において、実は「全く用いていなかった」ことを、教育委員会会議録という客観的証拠に沿って完全に立証されたがために、被告は、もはや「用いた」とは主張できないことから、「準備書面（２）」のように、「用いることができる状態であった」との主張に、矛盾承知で中途変更を行ったのか？

以上